



令和4年9月20日
自動車局旅客課

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業
に係る予備費の使用について

標記予備費使用について、9月20日に閣議決定されましたのでお知らせします。

<問い合わせ先>

自動車局旅客課

担当：北川、有馬、富田

TEL：03-5253-8111 [内線：41203、41254、41223]

03-5253-8571 (直通)

FAX：03-5253-1636

令和4年度

国土交通省
自動車局関係
予備費使用の概要
(9月20日閣議決定)

令和4年9月
自動車局

予備費使用概要 (9月20日閣議決定)

○タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業

LPガスの価格高騰による負担軽減のため、原油価格高騰の激変緩和制度(経済産業省)に準じて、タクシー事業者に対する経費を計上。

| | |
|---------------|---------------|
| <u>予備費使用額</u> | <u>70.5億円</u> |
|---------------|---------------|

○ 現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者の燃料価格について時限的・緊急避難的な激変緩和事業を継続。

<事業概要>

- LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援。
(参考) 4月28日以降は、経済産業省の事業に準じて、ガソリン価格の全国平均が基準価格を超える場合、LPガスについても上限額35円で支援するとともに、更なる超過分についても1/2支援。
- 足元の原油価格の動向や、事業の実施状況を踏まえて、12月末まで延長し、支援を継続。
- 期間は当面12月末までとし、1月以降については経済産業省の事業の動向等を踏まえて判断。
- 基準価格は、89.7円を維持する。
- 補助上限のあり方については、経済産業省の事業の動向等を踏まえて判断。
- 申請については、簡便な手続き等となるよう調整。

